第三　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十五号（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令等の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める等の件）の一部を次のように改める。

「）第三条の」を「）第五条の」に、「特例業務政令第十一条」を「特例業務政令第八条」に、「特例業務政令第十二条」を「特例業務政令第十五条」に改める。

第四　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十六号（独立行政法人森林総合研究所法附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法第二十一条第一項の規定により賦課徴収する賦課金の総額の各受益者への割振りの基準を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一項中「独立行政法人森林総合研究所の行う特例業務に関する政令」を「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に、「第三条」を「第五条」に改める。

第五　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十八号（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第一条の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法施行令第十七条第三項の規定に基づく農林水産大臣が定める率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

「特例業務政令第三条」を「特例業務政令第五条」に、「特例業務政令第八条」を「特例業務政令第十一条」に、「第十六条第一項」を「第九条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十五条第一項」に改める。

第六　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百三十号（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第三条の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

「第三条」を「第五条」に改める。

**○農林水産省告示第七百一号**

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十五条の二第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による請求をすることができる期間として農林水産大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日　農林水産大臣　林　芳正

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第一項の規定による請求をすることができる期間として農林水産大臣が定める期間は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四十四条第一項に規定する特例老齢農林年金の受給権者であって、平成二十七年三月三十一日までに同令第二十五条の二第一項の規定による請求をしなかったものについて、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。

**○農林水産省告示第七百二号**

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第十七号）の施行に伴い、平成二十六年五月十三日農林水産省告示第六百四十九号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十六日　農林水産大臣　林　芳正

「別表第1の2の(1)のア、イ及びウ」を「別表第1の2の(1)のイの表豚、鶏又はうずらの項及び養殖水産動物の項の第2欄」に改め、第1号及び第二号を次のように改める。

一　食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたものに含まれる動物由来たん白質

二　食品の製造工程において発生した残さ（牛、めん羊、山羊又はしかに由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離された製造工程において発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）に含まれる動物由来たん白質

**○農林水産省告示第七百三号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

2　品種登録の番号　第24225号

3　品種登録の年月日　平成27年3月26日

4　登録品種の属する農林水産植物の種類
Camellia sinensis (L.) Kuntze

5　登録品種の名称　満点の輝き（まんてんのかがやき）

6　育成者権の存続期間　30年

7　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野昭南
静岡県島田市番生寺700番地

8　出願公表の年月日　平成26年4月7日

1　品種登録の番号　第24226号

2　品種登録の年月日　平成27年3月26日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　DELICEFALU

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

7　出願公表の年月日　平成23年1月28日

1　品種登録の番号　第24227号

2　品種登録の年月日　平成27年3月26日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.

4　登録品種の名称　きらり

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
茨城県
茨城県水戸市笠原町978番6

7　出願公表の年月日　平成24年7月19日

1　品種登録の番号　第24228号

2　品種登録の年月日　平成27年3月26日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.

4　登録品種の名称　ふわわ

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
茨城県
茨城県水戸市笠原町978番6

7　出願公表の年月日　平成24年4月23日

1　品種登録の番号　第24229号

2　品種登録の年月日　平成27年3月26日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.

4　登録品種の名称　BARKANUI

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

7　出願公表の年月日　平成24年8月21日

1　品種登録の番号　第24230号

2　品種登録の年月日　平成27年3月26日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.

4　登録品種の名称　BARGLITTER

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

7　出願公表の年月日　平成24年6月19日